

平成30年第9回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年12月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は6名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深澤 均 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、14番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（14番 深澤 均君 登壇）

○14番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って質問してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、はじめに減反政策の廃止についてであります。

ことしは長年続いた減反政策の廃止の初年度ということで、どうなることかと大変心配された年でもありました。国による「売れる分だけの米をつくる」を基本に、JAや集荷業者のそれぞれの方針に従って18年度の作付が始まり、無事出来秋を終えることができました。

しかし、先ごろの新聞報道では秋田県の作付面積が前年対比5,500ヘクタール増、主食用米では7.9%増で全国最高の増加率と報じられています。また、農水省は19年度の生産目安を今年度当初より最大17万トン減少する見通しを発表しました。これは年間の需要減とされる8万トンの2倍の量であり、米を取り巻く環境は、さらに厳しさを増す状況にあります。

そこで、減反政策廃止初年度を振り返って伺います。

1として、町内方針作成者（2 J A・1 業者）それぞれの18年産水稻作付の方針についてどうだったのか伺います。

2として、結果として町としての作付状況、対生産目安について伺います。また、行政から見た今後の課題があるとすれば伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

米の生産については、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分がなくなり、国が示す米穀の需給見通し等の状況を踏まえ、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた需給調整の参考指標となる生産の目安を提示し、集荷団体・業者の方針作成者や生産者が販売状況や経営戦略に基づき、売り先を確保し、米の生産数量を決定する仕組みになっていることは議員ご承知のところ です。

そこで、ご質問の1点目、平成30年産米の方針作成者の作付方針についてですが、各方針作成者に確認したところ、J A秋田おぼこについては、加工用米や備蓄米など従来の非主食用米への取り組みも視野に入れて生産者への作付意向調査を行い、販売力と実需者の要望数量を加味した作付数量の提示を行い、計画的販売を推進していくこととしております。

J A秋田ふるさとについては、米卸や実需者からの供給増の要望への対応として生産の目安に頼らず、作付できる圃場への全部作付を推進するほか、事前販売促進を行い、安定的・継続的な販売体制を構築し、競争に勝てる産地を目指すとしております。

また、町内の集荷業者については、全国主食集荷協同組合連合会及び卸売会社などからの情報をもとに卸別需要量を把握し、契約生産者に対し、事前に主食用米や非主食用米の制度ごとに作付数量の通知を行い、計画的販売を推進するとしております。

このように、各方針作成者によって取り組み方針が違う状況ですが、このたびの米政策改革の趣旨に沿ってご判断されたことなのだろうと認識してるところです。

次に、町全体の作付状況についてですが、主食用水稻作付面積は3,585ヘクタールで、前年比4.9%（168ヘクタール）増となっており、生産の目安に対して7.4%（249ヘクタール）増となっております。

作付が増えた要因は農業協同組合や集荷業者が卸売会社との事前契約を進め、多くの需要を取り込み作付した結果ではないかと考えております。

次に、行政から見た今後の課題ですが、秋田県農業再生協議会では事前契約が拡大したとはい

え、契約の締結時期がおくれて収穫前にずれ込んだり、価格に関する取り決めがなく、数量のみにとどまっている契約が多いなど、需要を見きわめた上で生産するという米政策改革が目指す姿の実現に向けては、さまざまな課題も見えてきていると総括しております。

こうした課題を踏まえ、それぞれの集荷団体・業者が早期の確実な事前計画を推進し、確かな需要を見きわめて生産に反映させていくことが重要と述べており、私もそのように思うところであります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） 今後の課題という点でちょっとお伺いしたいんですけども、今のJAなり集荷業者なりの作付方針をお聞き、聞いた限りでは対生産目安に対しての取り組みがまだ不十分、需要に応じてつくっていくというような感じで、今までは生産目標が一定だったんですけども、そこら辺がばらばらになってるといような認識、売れる分だけつくるといことはそういうことなんだろうと思いますけれども、そういうことを今年度に限ってかもしれませんけれども、各方針作成者の情報が流れてこないというか、私はおぼこの出荷契約してるんですけども、私的な契約してるんですけども、ほかのほうの、町内のほかのふるさとだったり、集荷業者だったりの方針がわかりづらいといえばいいか、そういう部分があると思いますので、情報共有とまではいかないんですけども、情報の交換といえればいいか、そういうものをもっと町内に開示していくことも必要なのかなと思いますけれども、町長は、その点どういうふうにお感じになっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁で申しましたとおり、今般の米の制度改革については、集荷団体あるいは業者の方針作成者や生産者が自分たちで売れる分をつくるということを決めていくということであり、ただいまのご質問にある方針の情報共有が十分でないとか、あるいは方針がばらばらであるといのは一義的には方針作成者の認識によるものだろうと思っております。それを行政が強制的に情報共有して開示するという筋合いのものではない、今回の制度はそういう制度ではないというふうに理解しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） 2点目の質問でありますけれども、水道行政についてであります。

湧水の里・美郷町では多くの世帯で地下水を生活水として利用しています。しかし、近年、六郷町内の住民より地下水の低下を心配する声や水道普及を待ち望む声を直接あるいは間接的に聞くことがあります。いずれの内容も、数年前から冬場になると水の出が悪く生活に支障が出ている。井戸をより深くしたいが、経済的に無理だ、水道の普及をしてほしいなどであります。

そもそも井戸は深さも含め世帯ごとさまざまに水位の影響もそれぞれであると考えます。さらに、住宅密集地であることや地下水の消雪への利用増などもあって、その影響は拡大しているように感じますが、町は現状をどのように認識しているか伺います。

また、水道事業は人口減少による料金収入の減少、一方では配水設備などの整備、更新など経費の大幅増加で厳しい事業環境にあるといえます。今国会でも改正水道法の審議の中で広域化や民間委託が議論されてきたところでもあります。このような現状の中、今後の水道事業をどのように考えているか。具体的には前述のような少数かもしれませんが、生活に不可欠な水道の普及について伺います。

あわせて、現在敷設整備が行われている防火水道管からの水道利用は可能か見解を伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、地下水の現状認識についてですが、中央行政センター前に設置している地下水位計では、地下水の平均水位が平成9年で44.65メートル、平成14年で44.89メートル、平成21年から平成22年にかけては44.02メートル、平成29年から平成30年にかけては44.74メートルとほぼ横ばいで推移しており、著しく水位が低下している傾向は見られません。

一方、水道新規加入者の中には井戸の水が出なくなったとの理由で水道加入する方がおり、地域あるいは季節によっては地下水の水位が安定していない場所があるものと認識しております。

次に、水道事業の今後についてですが、水道会計が特別会計から企業会計に移行したことに伴い、収益的収支と資本的収支の二本立ての予算となり、従前にまして収入支出のバランスが会計に求められております。そのため、今後も水道事業を維持継続していくためには人口減少に伴う加入者減少と収入減少を見据えつつ、未加入者の加入による収入増加、水道利用料金の値上げによる収入増加、安全安心に係る部分は担保しながらの支出減少を検討していくことが求められるものと考えております。

次に水道未普及地域における生活水への対応についてですが、先に述べましたとおり水道会計は収入と支出のバランスを思慮しなければいけませんので、水道未普及地域の解消に向けた事業着手には加入意向が大変に重要となります。六郷地区において以前実施したアンケートでは水道設置の賛同率が32.3%、3年以内の水道加入希望が9.7%という非常に低い結果となっており、その段階では事業化は困難という結論に至っております。

しかし、それから一定の年数が経過し、状況が変わっている可能性もありますので、来年度改めて水道整備に係る意向調査を実施してまいりたいと考えております。したがって、今後の対応については、その結果を踏まえて検討してまいりたいと存じます。

なお、町内でも地下水位が低下するとされる冬期において、町内4カ所に地下水涵養池を設置し続け、生活水の確保に努めていることは議員もご承知のところではあります。

最後になりますが、防火水道管からの水道利用についてですが、補助事業を活用して導入したものであり、水道への利用は目的外使用に当たるため、できません。ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） 水道行政については、この後の泉議員のほうでもいろいろ質問があるようでありますので、私は次の質問に移らせていただきます。

3点目として、空き家対策特別措置法と町の取り組みについてお尋ねをいたします。

全国で問題となっている空き家対策として平成27年に空き家対策特別措置法が施行されました。その概要等は、適切に管理されていない空き家や倒壊のおそれがある特定空き家に対して防災・衛生・環境など地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることがないように市町村長は指導・勧告、さらに必要な措置を命じ、代執行もできるとしております。

そこで、次のことについて伺います。

まず、1として、町内に特定空き家と判断される空き家はあるのか。

2として、一例として本堂城回地区にある危険な空き家は長期間放置されたままだが、町のこれまでと今後の取り組みについて伺いをいたします。なぜこの空き家かといいますと、ほかにもたくさん空き家はあると思いますが、この危険な空き家は私が議員になって初めて一般質問に取り上げた危険な空き家の発端となった建物であります。あれから10年以上たった今も非常に残念な状況にありますので、町長の所感をお聞かせいただきたいと思っております。

また、この法律では空き家の活用、いわゆる売買や賃貸のための必要な措置を講ずるよう努め

ることとしております。美郷町では、住宅地に畑などの農地が隣接していることが珍しくなく、その農地が売買の妨げになることが少なからずあるということで、特例なども含め検討を望む声がありますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法は平成27年5月に全面施行されており、本質的には美郷町空き家等の適正管理に関する条例の対応とほぼ同様であることから、現在は町の条例に基づき対策を進めております。

これにより把握している空き家等は255件、そのうち危険な状態にあると思われる家屋は13件となっております。

2点目のご質問ですが、例として挙げていらっしゃる本堂城回地区においては、8件の空き家を確認しており、うち3件が適切な管理状態ではないと判断しております。これまで個別の事情を踏まえつつ、所有者に文書送付等で助言を行ってるとともに当面の危険を排除する対応策を実施してきております。また、一部家屋については、建築士とともに現地調査を行い、直ちに倒壊することはない旨を確認しております。

今後についても、定期的に状況を確認し、適宜適切に対応するとともに、引き続き所有者に対し、粘り強く空き家の適正管理を働きかけていく努力を継続してまいりたいと考えております。

次に農地が隣接している場合の空き家、いわゆる農地付き空き家についてですが、農地法に規定する農地の権利取得における下限面積について、農地付き空き家の場合に限り別段の面積を農業委員会総会で定め、公示することで売買及び貸借が可能となっております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） 今の町長の答弁ですけれども、1として町内に特定空き家と判断される空き家はあるかとお尋ねをしたところではありますが、危険な空き家というふうな回答でありましたけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

特定空き家等というのは4つの要件がございまして、例えば倒壊等の著しく保安上危険と

なるおそれがある状態を指す家屋、あるいは著しく衛生上有害となるおそれがある状態、あるいは適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、それからその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、それを引っくり返して「特定空き家等」というふうに言っているんですが、私が答弁いたしました「危険な状態にある家屋」というのは、まさにこれを含んだ概念でありますので、議員のご質問に対する答えのつもりでお答えさせていただきました。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再々質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） ちょっと意味合いがちょっとわからないんですけども、具体的に本堂の鉄骨の建物は特定空き家ですか。特定空き家に判断されておりますか、その点をお願いいたします。そして、特定空き家だとするといろいろな税制面とかなんとか、いろいろな指導なりなんなりが追随していくわけですけども、そういうものは執行されているものなのか、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

答弁で申しましたとおり、国の法律の内容が、その前に先立ってつくった町の条例と内容がほぼ同様であるという観点から町の条例の認識定義で管理をしてきております。ですので、本堂地区の3件について、特定空き家等として認定してるかということそうではないです。ただし、内容がそれと同様であるということのご理解をいただきたいと思います。

それから、これまで国の法律に基づいて措置を講じてきてるかということですが、この法律施行後について、行政代執行したことはございませんので、対応はありません。

ただし、この特定空き家等に対する指導勧告等については、先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり文書等を通じて助言を行っているとということでもあります。

○議長（澁谷俊二君） これで、14番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇小 原 正 彦 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、2番、小原正彦君の一般質問を許可いたします。小原正彦君、登壇願います。

（2番 小原正彦君 登壇）

○2番（小原正彦君） 2番、小原正彦です。一般質問をいたします。

質問は農業問題と児童生徒の通学時の安全対策の問題、それと財政問題の3点について質問をしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは、農業問題でございます。小規模農家への支援の拡大について質問いたします。

美郷町の基幹産業は農業であるということはいうまでもないことではありますが、近年の米の消費量の減少に加え、国による生産調整、経営所得安定対策の廃止など農業を取り巻く情勢、環境が大きく変化しております。さらには、農業従事者の高齢化、人口減少、少子化による担い手の不足など年々厳しい状況にあります。

農林業センサスによりますと、平成17年に1万3,691人あった農家人口が平成27年には6,236人と10年間で7,455人の減少と半数以下に減少しているところでございます。また、農業就業人口も4,028人が2,284人に、農家戸数も3,094戸が1,576戸といずれも10年間で半数近く減少している状況であります。これは先に述べた少子高齢化による離農が急速に進んだことのほかに農地中間管理事業などの進展により農地の集積が急速に進んだことによるものと推測され、同事業の推進により、この傾向は今後もさらにはかなりの進捗で進むものと思われまひます。自立した農業経営の安定を図るためには規模の拡大は避けられないものと思われまひますが、このままの状況で継続すれば小規模農家や兼業農家の離農がますます加速し、農業人口、就業人口、ひいては町の人口減少にもつながりかねないという危惧をしてところでございます。

先に述べた平成27年度の農家戸数1,576戸のうち、3ヘクタールに満たない小規模農家は1,176戸あり、全農家戸数の74.62%にも及んでいるところでございます。この中には先祖伝来の農地を守るといふ思いで続けている方や農業が好きで続けたいと思ひている人、将来退職後は農業を継ぎたいと思ひている人など、さまざまな思いで農業を継続していると思われまひます。このような小規模農家の中には潜在的に将来の担い手が多数いると思われまひます。

また、平成30年3月末の中間管理事業の実績によれば、これまで944ヘクタールの貸し付けが実施されてきており、農地の集積が加速されているところでありますが、貸し付け希望の残面積11ヘクタールに対し、借り受け希望の残面積113ヘクタールと貸し手が少ない状況となっているところでございます。農地集積による農業生産の拡大と農家所得向上については、大いに推進すべきことと思われまひますが、このようなことから小規模ながらも農業を継続したいと思ひている農家が相当数いるように思われまひます。まずは小規模ながらも農業を継続したいという希望のある農家への支援が必要と思われまひますが、町長の所見を伺ひます。

その上で、町では認定農業者支援事業や営農継続支援事業など町単独事業による事業を実施

し、営農継続者への助成を図っていることは大いに評価することですが、営農継続支援事業の対象要件には「認定志向農業者」という要件があり、さらには「60歳未満」という要件もあります。先に述べた退職後の就農希望者は該当しないというような条件となっております。高齢化社会を迎えて60歳または65歳の退職後の就業希望者はこれからの美郷町の農業を支える貴重な担い手であるということから町単独事業からの年齢要件などの撤廃、緩和などを実施し、小規模農業者への支援の拡大をお願いするものであります。

また、農業機械等の大型化、効率化が進む中であって、小規模農業者の農業機械の新規導入などが経営の圧迫につながっているところでもあります。さらには、労働力不足、新規栽培作物への対応や今後進展するであろうAIやドローンなどを活用したスマート農業の推進、6次産業化の推進による農業振興には新たな設備、特殊な機械、さらにはアタッチメントなどの対応に迫られていることから、それらの特殊なアタッチメント、または農業機械、設備をシェアする方策、またはそれらの設備等々を貸し出しなどのことを実施する公社などの組織を町が主体となって設立することは小規模農業者への支援へつながるといふふうに考えてますが、町の所見を伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご質問でご説明されているように農業の生産構造については、以前に比して大きく変化してきております。そうした中で農地を有効利用することで多面的機能を維持するとともに農業を取り巻く環境変化を受けとめつつ、農業経営の永続性を担保するためには土地利用型の営農形態を一定程度意識するとともに経営として成立する規模を確保することが必要となり、そのため国・県・市町村ではこれまで規模拡大を底流にした各般の施策を展開してきているところです。

一方、人口減少局面に入っている日本において、とりわけ地方の農村地域においては、人口減少と農家世帯の減少により農村協働力といわれるソーシャルキャピタルが減退し、地域コミュニティの状態にも影響が生じているとの見解もあります。

こうした全国的な潮流を受けとめつつ、少なくとも美郷町においてはそうした状況を回避したい、あるいは歯どめをかけたい意思で、町では今年度より町単独事業として営農継続支援事業を実施してきたところです。

この施策の根幹にあるのは現在は小規模でも営農を継続することで一定の技術水準を維持し、将来において地域の農地の引き受け可能性を持つ受け皿層を確保したいこと、また営農を継続す

ることで次世代の世帯員がそこに定着する動機を見出し、人口流出に歯どめをかけること、またその結果として地域コミュニティ機能の維持につなげていきたいというものです。

そのため、自家消費用の農業などを除き、小規模ながらも営農を継続したい農業者で施策の方向性に可能性を有する農業者には一定の支援策を講ずることが必要と考え、現在の事業を実施しているところですので、議員のご質問にある認識と同様でありますことにご理解をお願いいたします。

そこで、現在実施している町単独事業に関し、年齢要件のご質問ですが、助成した農業機械の耐用年数等を考慮して7年間の営農継続を条件にしており、またその継続期間が経過した後に一定期間地域農業の受け皿能力を有することが可能な年齢かどうかのポイントと考え、かつ世帯内における世代交代の年齢等を勘案し、現在の年齢要件としておりますので、現行の年齢要件を維持したいと考えております。ご理解をお願いいたします。

また、特殊なアタッチメント、農業機械・設備のシェアや貸し出しなどを実施する公社設立のご質問ですが、農業生産に係る資材や機材等につきましては、基本的に関係する農業団体がニーズ等を踏まえて対応を担うべきではないかと考えています。町としては、農業団体が主体的に行動する場合には何らかの対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。2番、小原正彦君の再質問を許可いたします。

○2番（小原正彦君） 今の町長の答弁によりますと現在の60歳は堅持をしたいということのようではありますが、今、農業に従事している方は60歳を超えて70歳、80歳近くまで従事しているわけがございます。ぜひともその点について、いま一度検討をお願いしたいと思います。

その上で、去る11月22日付の日本農業新聞でありましたけれども、国連の小農宣言採択の記事が掲載されておりました。家族経営、小規模農家の価値と権利を明記し、加盟国に対し、小農の評価や財源確保、投資などを促したとあり、これが12月の国連総会で決議されるであろうというような記事が載っておりました。まさに今世界的な潮流は家族農業、小規模農業への視点というのが非常に大事であるというような決議なりその方向性に向かっているというのは間違いないところがございます。いま一度町長には小規模農業者への支援、それから家族農業の支援ということを町が積極的に進めていただけないか、その点についてのいま一度考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁でも申しましたが、小規模農家に対する姿勢については、議員のご認識あるいは国連が考えていらっしゃる詳細は把握してませんが、その方向と同様であろうと思っております。

その上で大切なのは行為を投下して、その投下した成果をどういう形で私どもは見出すのかということではないかと思えます。その見出す成果を次世代が農業を継続することが見通せることが重要であると考え、先ほどの答弁にいたしましたところでありますので、議員には再度ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。

次の質問に移ります。

○2番（小原正彦君） それでは、2つ目の児童生徒の通学時の安全対策についてを質問いたします。

朝の通学時に小学校児童が集団登校により一列に整然とそろって通学する姿は非常にほほ笑ましいのであり、特に高学年児童が低学年児童を指導しながら登校する姿は非常に頼もしくもあるものであります。

しかしながら、学校が終わり、下校時には学年ごとの終業等あることからか、残念ながら下校時は一列に整然とはいかないというような状況であります。特に六郷小学校の前には歩道が設置されており、その部分については安全であります。それ以外の地域については歩道の設置がないために2列、3列になったり、友達とふざけながらの下校は非常に危険な状況にあります。下校時の児童生徒の安全確保のための教育、指導を徹底していただきたいと思えます。

また、六郷小学校のグラウンドの北側には現在土手が設置されてあります。下校時の児童生徒が土手に上ったり、そこから落ちたりする光景がたまに見かけられます。土手から滑り落ちたりして危険な光景もたまに見かけております。また、グラウンドの北側の町道は近年周辺住民の自家用車や通勤のほか、中学生・高校生の自転車通学や送迎の車などもこの路線を通ることが多く、以前に比べて交通量も非常に多くなっていることから、児童生徒の安全のために土手を撤去し、南側と同様にガードパイプなどの設置をお願いするものであります。

また、道路の外側線の設置工事についてですが、現在6月か7月ごろの工事施工となっておりますが、児童生徒の安全のためには春の雪消えと同時に施工すべきと思われます。先日

の住民と議会の懇談会でも町民からの意見要望としてこのことがありましたが、町内の児童生徒の交通の安全を考えれば春の入進学時に合わせての工事施工が最良と思われます。せめて学校周辺や通学路に指定されている路線だけでも春の交通安全運動期間前の工事施工を実施すべきと思われますが、町の所見を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。はじめに教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、児童の登下校の際の安全確保策と指導の状況についてですが、各学校とも交通安全教室の開催のほか、折に触れて登下校時の交通安全について指導しているところであります。また、通学路の安全点検の結果や地域の方々からの情報を参考にして危険箇所マップを作成するなどの取り組みも進めております。

六郷小学校を例に挙げますと、交通安全教室は全校児童を対象として4月27日に開催したほか、11月13日には1・2年生を対象として道路横断の際の注意点などを学ぶ教室を開催しました。このほか、各学級、全校集会、町内子ども会など、さまざまな機会を捉えて日常的に指導してきております。

また、PTAの校外指導部が中心となって通学路点検を行い、地域の方々の情報も加味して危険箇所マップを作成し、交通安全指導に活用しています。特に今年度は通学路の安全点検を大仙警察署や仙北地域振興局建設部、秋田県教育庁保健体育課と合同で8月7日に実施し、その結果を受けて町では外側線やドットライン、足跡マークの設置を行っております。さらに、こども見守り隊の皆さんの協力を得て「見守り&あいさつ強調週間」を年3回実施して、登下校の様子を見守っているほか、PTA校外指導部の皆さんからの意見等も生徒指導だよりを通じて全ての保護者へ伝え、家庭における安全教育に役立てていただいているところです。

こうした取り組み状況ではありますが、下校時には気の緩みもあって議員ご指摘にあったような行動が散見されることは学校も認識しております。そこで、学校では引き続き粘り強く指導していくこととしており、教育委員会もその取り組みを支援してまいりたいと考えております。

2点目の六郷小学校グラウンド北側の土手の撤去についてですが、ご指摘の道路区間では地域の皆様から要望のあった道路側溝のふたの設置工事がこのたび完了し、以前よりは歩行者の安全性が高まっているものと思います。グラウンドの土手については、児童が直接道路に飛び出すことやボール等がグラウンド外へ転げ出るのを防ぐ機能もありますし、長年親しまれてきている桜もあります。また、グラウンド北側区間の安全な下校のためには児童がグラウンドの中を通り、

土手の東外れを少し削って通行できるようにし、そこから道路に出て下校するという方法も考えられます。そのような方策も含めて総合的に考えますと、現時点では土手の撤去をしない方向で安全指導に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、児童が土手から道路に駆けおりたり、不安定な場所から誤って滑り落ちたりすることのないよう、ご指摘のありました点については学校において指導し、引き続き登下校の安全性向上に努めてまいります。

○議長（澁谷俊二君） 町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 道路の外側線設置工事についてお答えいたします。

道路管理については、冬場の除雪作業による破損などを踏まえ、補修工事を実施した後に外側線の設置を行っております。もし、順番を逆にしますと外側線の設置を再度行わなければならない箇所が生ずる可能性もあり、無駄な投資となるからです。それを回避するために現在の進め方になっておりますことに、まずはご理解をお願いいたします。

その上で、議員ご提案の4月6日から15日にかけての春の交通安全期間の前に完成させることについてですが、技術的には不可能ではないとのことですが、しかしながら、議員もご承知のとおり小規模に分割した工事発注は経費がかかり増ししますので、実施方針の整理が必要です。また、児童生徒の安全に関しては、どの水準だと安全と考えるのか、学校とのすり合わせも必要だろうと思います。さらに、通行の安全を担保とした場合、どういう区間で対応すれば望ましいのか、交通安全部署との意見交換も必要と思いますので、今後どういう検討プロセスを踏むか、その具体化から検討してまいりたいと存じます。

いずれ、議員ご指摘のとおり児童生徒を含む通行者等の安全を確保することは大切なことであり、今後も適切に外側線の設置に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○2番（小原正彦君） 次に、財政問題について質問させていただきます。町の財政について、健全財政を堅持しつつ社会資本の整備をするべきとの思いから質問をさせていただきます。

10月の魁新聞に平成29年度決算における県内25市町村の公債費比率が掲載されておりました。それによれば、美郷町の実質公債費比率は4.1%で全県市町村中第1位、将来負担比率に

については基金の額が借り入れより上回っているとして算出の対象とならなかったというふうにあります。また、11月には同様に経常収支比率が掲載されており、83.9%でこちらは井川町に次いで全州市町村中第2位で、全県の平均が91.7%で昨年より平均で2.4%増加している中、美郷町は0.2%の減少ということでありました。非常にすばらしい財政状況であり、常に財政の健全化を推進している町長初め財政担当職員、また厳しい予算の中、効率的な事業実施、業務運営を心がけている職員各位には心から敬意を表するところであります。

これまで公債費については、起債の借り入れについては、公債費の償還元金以上の起債の借り入れはしないという一定の基準のもとに財政の健全化を目指してきたことが今回の結果の大きな一因であるというふうに思われます。さらには、現在の起債の借り入れの際の利率が非常に低利で推移していることも幸いしていると思われます。

また、先般の総務委員会の所管事務調査において示された今後の公債費の償還計画によると、交付税等が減少する中、平成36年までは実質公債費比率が4%台で推移するというような計画でもありました。

そこで提案ですが、これまでの公債費の考え方であった起債償還元金を超えない起債をしないというこれまでの考え方を改め、社会資本の整備などを積極的に進めるつもりはないか伺います。

町内には経年劣化や凍結などによりクラックの入った道路、補修により継ぎはぎになった道路がかなり見られます。側溝などもかなりの年数が経過して、ひびの入っている箇所があったりして改修が必要な側溝もかなりの数があります。また、道路の改良舗装に数年の期間がかかっており、地域住民の不便に感じているような路線もあり、これらを改善するために低金利時代である今だからこそ社会資本整備に積極的に取り組むべきというふうに考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の財政状況につきましては、議員ご説明のとおり現在のところ良好に推移してるところです。こうした推移の背景には職員定員適正化計画による人件費の圧縮、公共施設再編による維持管理費等の圧縮、普通交付税一本算定を見据えた取り組みによる経常経費等の削減、計画的な基金の積み立て、そしてプライマリーバランスを意識した起債残高の圧縮などがあるものと認識しております。

その中での社会資本の整備についてです。過去5年間の一般会計と特別会計等を合わせた普通建設事業費で見ますと、歳出全体に占めるその割合は平均で14.9%となっております。さらに、さかのぼった5年間の普通建設事業費の割合ですが、学校統合等に係る整備費もあって平均16.3%となっておりますが、そうした理由を受けとめて比較すると普通建設事業費は一定の割合内で推移してきているものと認識しており、プライマリーバランス黒字経営においても、道路整備関係のみならず各種施設整備や水道整備など広く社会資本の整備に投資してきておりますことにご理解をお願いいたします。

さて、議員ご提案のプライマリーバランス赤字化を前提とした社会資本の整備の推進についてですが、基本的に地方債には年度間の財源負担調整や世代間の負担公平性確保といった認識が必要なものと思います。バランスを考慮しない積極的な起債は後年度の世代に負担を任せることとなり、世代間の負担の公平性に問題が生ずるとともに将来の経常収支比率を悪化させ、財政の硬直化に拍車をかける要因にもなります。

町としては、社会資本の整備に必要な場合、プライマリーバランス黒字にこだわらず整備を優先していくこと、しかしながら将来対応が必要となる上下水道や公共施設等の大規模改修に備えるため財政悪化に拍車をかけない、全体を俯瞰するバランス感覚を大切にされた財政運営を心がけることが重要と私は認識しております。

ちなみに、このたびの小中学校の空調設備の整備については、緊急性を認識して整備を優先し、プライマリーバランスの黒字・赤字にこだわらず起債で対応する予定です。

また、議員がおっしゃいました道路の維持補修については、これまでも個別に状況を確認した上で状況に応じた安全確保等を意識して対応してきており、今後も同様の価値観で適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、その財源には一般財源や過疎対策事業債、合併特例債を活用しておりましたが、今後は平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債も活用を検討することとしており、今後も計画的な整備を推進してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、2番、小原正彦君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。11時5分まで。

（午前10時53分）

（午前11時05分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの深澤 均議員に対する答弁について、町長より訂正の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど深澤議員の水道に関するご質問に対し、数字を誤りましたので訂正いたします。

中央行政センター前に設置している地下水計において、平成29年から平成30年にかけて「44.74メートル」と言いましたが、正しくは「44.73メートル」ですので訂正いたします。

また、六郷地区において以前実施したアンケート調査で水道設置の賛同率が「32.3%」と申しましたが、正しくは「32.2%」でしたので訂正いたします。申しわけありませんでした。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、水道未普及地域の上水道整備を進めることについて伺います。

このことについては、これまで加入率の観点などから厳しい見通しが示されてはおりますが、水の出が悪くなったり水質が余りよくなかったりなどの理由で将来にわたって安定的に生活用水を確保できるかどうか不安を抱えている住民から上水道の整備を望む声が出されています。水が出なくなり再ボーリングを余儀なくされ、経費の負担が大きく困難を抱えている方もいます。また、東日本大震災の経験などから上水道の必要性を認識したという声も聞かれます。安心・安全な生活用水の供給は行政の責任であり、安定的に水を供給するためにも上水道整備を進めることが必要だと考えるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

これまで2度にわたる意向調査を行う中で、六郷地区では回答した1,089世帯のうち、水道を必要とした世帯は486世帯で賛同率32.2%、3年以内に入ると回答した世帯は141世帯で9.7%という結果とのことでありましたが、年数もたっており、状況の変化もあると思います。上水道整備を進める立場から再度丁寧な意向調査を実施するよう求めるものですが、お考えをお聞かせください。

また、上水道が完備するまで水が出なくてボーリングをせざるを得ない世帯に対して費用の補

助制度など支援策を講ずるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

上水道整備についてですが、平成22年度に六郷地区の未普及地域アンケート調査を実施しております。事業着手のためには区域全体の70から80%の賛同が必要であるという前提でアンケートを実施したところ、水道設置の賛同率が議員がおっしゃいましたとおり32.2%、3年以内の水道加入希望率が9.7%という結果で、事業化は困難であるという結論に至ったことは議員のご説明のとおりです。

そのため、町として水道未普及地域の方々への、とりわけ冬期間の生活用水の安定供給のため現在まで上流域に4カ所の地下水涵養池を設置し続け、流入水の管理やごみの除去などを行うなど町で管理を継続してきているところです。

そこで、今後の六郷地域での水道事業の着手についてですが、美郷町の水道会計が特別会計から企業会計に移行し、収益的収支と資本的収支の二本立ての予算となり、より収入と支出のバランスが求められる状況においては、加入率が低い状況のまま事業着手することは収入の不足部分を既存水道加入者に負担増も求めなければならず、現実的に無理なものと思います。そのため現時点では事業着手を考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

しかし、議員がおっしゃるとおりアンケート調査を実施してから一定の時間が経過しており、住民意識やニーズが変化してきている可能性もありますので、改めて来年度六郷地区の水道未普及地域においてアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

したがって、今後の対応については、その結果を踏まえて改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、そのため現段階においてボーリング費用に対して助成を行うことは考えておりません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 来年度改めて意向調査を実施するということでしたので、その調査のことで質問で丁寧なとあえて述べたわけですがけれども、以前の藤原議員の一般質問に対する答弁で町長が答えていますけれども、そのアンケート調査をするに当たっていろいろ水道事業を理解していただく、そういう説明なども丁寧にしながらやるような答弁だったと思

ますが、ぜひそのことを、ただ入る・入らないという簡単なものではなくて、やっぱり今の水道の美郷町の現状などをしっかりと認識していただくような、そしてもちろん経費がかかることですので、その点などもぜひ詳しく丁寧に住民が理解できるような、そういう意向調査をしていただきたい。

そのことと、それから今現在困っている人に対して、ボーリングに対する費用の助成などということに対してですけれども、実際新しくボーリングをすると100万近くもかかる場合があります。そういうことに対して、やっぱり個人ではなかなか大変な場合もある、そういう場合の本当に今困っている、命にかかわる水のことですので、そういう人たちに対して何らかの支援策を町としても講じていくべきではないか、そういう点を、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃる「丁寧に」の概念については、議員おっしゃるとおりだろうと思っておりますので、そうした住民が収支について水道会計について理解してもらいやすいような配慮をしたアンケート調査を実施してまいりたいと思っています。

また、ボーリングに対する助成については、アンケート結果によっては、そのボーリング自体が不要になるということもございますので、無駄な投資等を考えますと、町がそれを推進するような立場はいかなものかと存じますので、アンケート結果によって、その後の対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 福祉灯油の実施について質問いたします。

アメリカによるイランへの追加制裁などで中東情勢が混迷する中、原油価格が上昇し、日本国内の石油元売業界再編によりガソリンと灯油価格の高騰が続きました。県内では10月22日発表の灯油配達価格が10リットル当たり1,844円と福祉灯油制度を実施して喜ばれた2014年度の価格に近づきました。現在はその時点よりは下がってきてはおりますが、11月末の時点では店頭価格は18リットル当たり1,700円前後と昨年同時期と比べてもまだまだ高くなっています。本格的な冬を迎え、暖房に欠かせない灯油価格の上昇は住民の家計に大きな影響を及ぼすものであり、とりわけ低所得者にとっては生活への影響が甚大で、早急な対策が必要と考えるものです。年金は引き下げられ、物価の値上げなど負担増の中、住民の暮らしは厳し

くなる一方です。住民の暮らしを守るため福祉灯油をぜひ実施するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の福祉灯油につきましては、議員もご承知のとおり平成19年度と平成25年度に実施されております。平成19年度は地方公共団体が自主的に行う原油高騰対策に対して国から特別地方交付税措置があり、全国的に実施されており、また平成25年度につきましては、灯油買い控えによる県内経済への影響を懸念し、県が助成額の2分の1を負担して実施されたなど全体的対応に沿った形で実施されております。

さて、現在の灯油価格についてですが、一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターによりますと、東北地域における灯油店頭販売価格は10月29日から6週連続で下落しており、県内の灯油価格についても11月26日時点においては18リットル当たり1,706円、12月3日時点においては1,665円と下落傾向にあります。また、現在は先週末からの降雪により根雪となっておりますが、気象庁によると12月からの3カ月予報によりますと平均気温、降水量、降雪量ともほぼ平年並みの見込みとなっております。今冬が例年に比べ著しく低温かつ降雪量が多い予報となっていないため、灯油使用量も例年に比べて著しく多くなるとはいえないものと存じます。さらに、現在隣接市や県においても独自に灯油購入費用に対する助成を検討しているとは伺っておらず、全体的対応が求められる状況にはなっていないように存じます。

したがって、このような灯油を取り巻く状況と環境を踏まえますと、現時点で助成を実施することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 確かに価格は下落傾向にありますが、今、住民の暮らしが昨年度と比べてもかなり厳しい状況にあるという、物価高、また社会保障費の負担増など、こういうことは年々ひどくなってきていると思います。そういうことからすると、ぜひそういう福祉灯油を実施していただきたいということであります。

同じような答弁だとは思いますが、経済状況とか昨年度との住民の生活を比べてどのように認識なさるのかという点を、もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的には同じではありますが、議員がおっしゃった経済状況については、議員も新聞でご承知のとおり民間企業においてボーナスが増え、また所得が上がってるというような報道もありますので、全体的にはそういう方向に向いてるのではないかというふうに認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「質問ではないです」の声あり）はい。

○5番（泉 美和子君） 給与所得の向上だとかって言うことは言われていますが、実質出ていくものも増えて、実質賃金は下がっているというのが現状だと思います。そのことを述べて質問を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） 通告に基づき、一般質問を行います。職員の接遇マナー向上について伺います。

以前、総合案内の設置について質問した際に、来庁者の気持ちに立った対応を心がけるとの答弁をいただきました。また、「行き先がわからない方は近くの職員までお気軽に声をかけていただきますようお願いいたします」と書かれた看板も目立つ場所に設置されたように感じました。職員全員が一挙にマナーを向上させるのは難しいと感じたために総合案内を設置して、まずは担当課だけでも変わることでお客様への対応の品質が向上するのではないかという趣旨の質問でしたが、それに対する答弁と対応は職員一人一人が役場の顔として住民サービスを提供するという意気込みを感じられるものであり、大変うれしく思っています。

しかしながら、皆さんもご存じのように心がけや意識を変えることによって行動にあらわすというのは簡単なことではありません。

そこで、住民サービス提供時の質を向上させるために接遇マナーマニュアルの作成やマナー向上委員会の設置により意識づけを行う必要があるのではないかと考えます。これらは大仙市役所

においては、平成20年から既に行われていることであり、それゆえに市職員の対応がよいという声があるのだと思います。

大仙市のマナー向上委員会は全ての部から選出される担当者で組織され、職員主導で委員会の運営を行い、その会議で決められたことは課のマナーリーダーを通じて全職員に周知されるようです。委員会では重点目標の設定と行動計画、それに対する検証を行うほか、接遇マナーマニュアルの改定に加え、目標ポスターやポケットマナーマニュアルの作成など、きめの細かい活動により全職員のマナー底上げを図っています。また、お客様からの苦情に対しても全職員に周知できるような体制をとっています。

美郷町にもマナーのよい職員はいらっしゃいます。しかし、そうでない職員がいるのも事実です。課のカウンターに立っていてもほかの職員と目を見合わせるだけであったり、おもむろに出てきたりということは何度か目にしたことがありますし、そのような対応をされたというお客様の声もあります。

しかし、これは職員のマナーが悪いというのではなく、どう対応すればいいかわからないということなのかもしれません。職員のマナーを個々人の知識に頼るのではなく、きっちりとしたマニュアルがあれば戸惑うことなく対応することができ、無用な苦情を防ぐことやお客様と職員ともに気持ちよく仕事ができるのではないのでしょうか。職員の接遇マナー向上について、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町役場の職員は正規職員、臨時職員を問わず公務員として来庁者の気持ちに立って対応しなければならないことは申すまでもありません。そのため、これまでも各般の接遇研修を開催するとともに外部研修も受講させ、意識の向上とスキルの向上に努めてきたところです。

具体的には、窓口対応についてスキルアップを図るため、日本航空キャビンアテンダントを含む外部講師を招いた接遇研修やクレーム対応研修などを実施しているほか、東北自治研修所主催の接遇指導者養成研修も受講させてきております。

また、県と市町村職員が合同で行う研修のうち、指定研修の新規採用職員研修はもちろんのこと、能力開発研修であるロジカルコミュニケーションによる理解力アップ研修や異文化理解とコミュニケーション研修、クレーム対応力研修、アサーティブコミュニケーション研修なども受講させているところです。

さらに、窓口の対応力向上につなげるため、住民生活課戸籍年金班においては、平成29年度より窓口アンケートを行ってきており、職員の言葉遣いや説明の丁寧さ、窓口対応の満足度などについて5段階の評価アンケートを実施してきております。平成29年度及び30年度上期分の評価結果は平均で4を超えており、当該窓口の対応評価はまずまずではないかと考えております。

今後は、こうした窓口アンケートを来年1月より全課で実施するようになるとともに、これまで関係課で共有していたご意見等についても、庁内グループウェア掲示板等に掲載することで全職員が共有する仕組みを構築し、接遇の意識を高めるとともに、接遇マナーの向上に努めてまいりたいと存じます。また、こうしたアンケート結果を具体対応に生かしていくよう、各管理職への指導徹底も指示してまいりたいと存じます。

なお、議員ご提案の接遇マナーマニュアルの作成については、平成29年1月に美郷町職員のための接遇マニュアルとして策定しており、新規採用職員を対象にした接遇マナーのテキストとして活用してきております。今後は全職員に本マニュアルを踏まえた対応を改めて指示するとともに、職員の意見等も踏まえて内容の見直しなども図ってまいりたいと存じます。

また、マナー向上委員会の設置についてご提案がありましたが、本町の事務事業の改善等を目的として実施している美郷町職員業務改善提案制度を活用し、接遇マナーの向上に関する職員からの提案を踏まえ、検討してまいります。

接遇向上についてはいろいろな取り組み方があるものと存じますが、美郷町としては、こうした取り組みを通じ、今後職員一人一人の接遇意識と接遇マナーをさらに向上していくよう努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇熊谷隆一君

○議長（澁谷俊二君） 次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（15番 熊谷隆一君 登壇）

○15番（熊谷隆一君） 一般質問を行います。

質問事項は、新たな森林管理制度への町の取り組みについてということであります。

美郷町は奥羽山脈の麓に位置しており、森林の恩恵を昔から受けてきたところであります。町

の現在の事業でも、七滝山でのブナの苗木の植樹や薬樹としてのホウの木の植樹など、子供たちを初め町民に森林の保全や大切さ、水資源涵養の大切さをアピールしながら行われてきております。さらには、旧七滝土地改良区の山林を取得し、観光など新たな利用開発についても検討がされているなど、他自治体よりも積極的な取り組みがされてきておると私は理解しております。

国の方針におきまして、平成36年から森林環境税が新たな税目として課税されるということがあります。それに先立ちまして、森林環境譲与税、これはまだ仮称のようですけれども、その交付税は来年度平成31年度から交付されることになっているようであります。ただし、自治体における国有林や町有林以外の手入れの行き届いていない森林の管理を市町村が担うことになっているということのようですが、その取り組みについて伺います。

1つ目として、町の山林面積について伺います。国有林、町有林、民有林、それらの面積と管理の状況について。

2つ目として、新たな管理制度における譲与税交付予定額と事業への取り組みについて。

以上、お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年5月に森林経営管理法が可決・成立し、平成31年4月1日から新たな森林管理システムがスタートします。その概要は、議員ご承知のとおり、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者等をつなぐというもので、仕組みとしては、所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施する所有者責務を明確化するよう、経営や管理が行われていない森林を対象に所有者意向を確認し、経営管理の委託希望がある場合は市町村に申し出ることができるというものです。また、そうした森林のうち、林業経営に適した森林は林業経営者に経営を再委任できるとともに、適さない森林は市町村が間伐等を実施するというものです。

ご質問の1点目ですが、町の森林面積は7,183ヘクタールで、総土地面積1万6,834ヘクタールのうち42.7%を占めております。内訳は、国有林が4,119ヘクタール、県有林が22ヘクタール、町有林が508ヘクタール、私有林が2,534ヘクタールとなっております。国有林については、全て秋田森林管理署で管理されており、町有林と私有林のうち1,397ヘクタールは、森林経営計画に基づき、下刈り、除伐、間伐、主伐、造林などが、主に森林組合によって適切な管理が行われているところです。また、県有林については、広葉樹林であることから森林管理の対象外となっております。

ます。

なお、新たな森林管理システムの対象となる森林は、森林経営計画が作成されていない1,645ヘクタールのうち、経営管理が行われていない私有林の人工林725ヘクタールが見込まれております。

次に、ご質問の2点目ですが、仮称ですが森林環境譲与税の譲与額については、県の試算によりますと、平成31年度から33年度までは年360万円とされ、その後、段階的に増額され、最終的には平成45年度から年1,245万円となる見込みとなっております。

また、事業への取り組みについてですが、平成31年度の取り組みは、年度調査区域の区割りを定めるとともに、区割りに応じた意向調査を順次実施することとしております。次年度以降については、意向調査を継続しながら、町で経営管理を受託する森林については、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委任を検討するとともに、林業経営に適さない森林は町で管理するなど、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取り組みを着実に進めながら、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立し、次世代へ豊かな森林を引き継いでいけるようにしてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。15番、熊谷隆一君の再質問を許可いたします。

○15番（熊谷隆一君） いずれ本格的な事業実施が平成36年ということが言われており、まだ先のことはあるなというふうに私も思っておりますけれども、この税を国民全体といいますか、都市部の住民からいただくということで、やっぱり森林の管理の部分を、恩恵を受けている都市部の人たちにも理解していただくということもこの事業の趣旨として考えられているようです。

そこで、都市部との実際の森林管理等にかかわる交流なども一つのメニューとして、まだ本当に計画の素案の段階だとは思いますが、都市部との交流ということも盛られているようですので、例えば大田区との交流、それから学校間交流の千畑小学校と港区の御田小学校との交流なども一例として挙げられておったようですけれども、それらの計画について考えていってくれるのかということについて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました森林環境譲与税の用途についてはおっしゃるとおりです。町としても、まずはベーシックな部分、管理の部分をしっかりさせながら、次のステップとして議員がおっしゃったような交流に活用できないかということは想定しております。その交流先

については、議員が例示されましたとおり、これまで交流を重ねてきております都市部の地域の方々との交流を想定しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

1問目は、東京パラリンピックへの対応について伺います。

先日、大館市が東京パラリンピックに出場するタイ王国のボッチャ競技と陸上競技の事前合宿地に決まったという報道がありました。

東京オリンピックに関しては、当町もタイ王国のバドミントン競技の事前合宿地となることが決まっていますが、事パラリンピックとなると話題をほとんど耳にしません。オリンピックへの対応だけで相当なリソース、人、物、金を割く必要があることは私も理解しているつもりですが、パラリンピックについても何らかのかかわりを持つことはできないものかと思えます。

理由としては、車椅子バスケットボールの藤井新悟選手の出身地であるというほか、六郷高校の存在があります。福祉科が設置されている県内唯一の高校として、また、来年度からはコミュニティ・スクールとなり、地域連携を深めた教育を実践していく高校として、パラリンピックとかかわる機会を持つことは重要なことではないかと思えます。福祉と障害者スポーツに理解がある美郷町に学校があったからこそ、ほかの市町村では得られない体験ができ、学習の幅が広がったとなれば、六郷高校に福祉科が置かれている意義も高まり、県内の教育関係者へのよいアピールとなるのではないのでしょうか。

最近ではユニバーサルツーリズムという言葉も聞くようになりました。パラリンピックへのかかわりを契機として、障害を抱える人の受け入れ体制は整っているか、当町のレベルを検証してみたいかがでしょうか。

以上のことから、東京パラリンピックへの当町の対応についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、障害を抱えている方々の受け入れ体制についてですが、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、毎年、町公共施設のバリアフリー化の状況を調査し、県に報告しております。いろいろな調査項目がありますが、車椅子専用駐車場、スロープ、出入り口の段差、手すりつき洋式便器、車椅子トイレ、階段の手すりの6項目が整備されていればバリアフリー化された施設とみなしていますが、町のバリアフリー化率は、平成30年4月1日現在で28.6%で、県平均の21.1%を上回っている状況にあります。とはいうものの、多くの競技種目が実施されるパラリンピックのアスリートを問題なくお迎えできる整備水準かと言われれば、残念ながらそういう状況にはないと私は認識しているところです。

こうした状況を踏まえた上で、ご質問の東京パラリンピックへの対応についてですが、まずは競技日程についてです。私どもが事前合宿地となるオリンピックバドミントン競技の日程は、7月25日から8月3日までとなっております。一方、パラリンピックは全体日程が8月25日から9月6日までとなっており、その間は非常に短い期間となっております。こうした日程を考慮すると、オリンピックバドミントン競技からの引き続きの直接的なかわりはかなり厳しいものと認識しております。

また、施設の整備水準についてですが、パラリンピック競技はどの競技を受けとめるかによってバリアフリー化の整備内容は違ってくるものと思います。これから競技種目を特定しながら、それにきちんとした施設上の対応をしていくには対応期間が短く、やはり厳しいと言わざるを得ないものと思います。

したがって、パラリンピックへのかかわり方については、できる範囲でかかわっていくとすることが現実的で、さきのリオデジャネイロパラリンピックでは、美郷町出身の藤井新悟氏が選手として選ばれた車椅子バスケットボール競技について、町民有志の行動を受けとめ、町公民館でパブリックビューイングを行いました。このたびの東京パラリンピックについても、町関係者が選手等で参加している競技や交流を深めているタイ王国の選手がパラリンピックバドミントン競技に出場する場合などについて、前回同様、パブリックビューイングなどで応援していくような対応を検討してまいりたいと存じます。どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 続いて、介護支援ボランティア制度の導入について伺います。

介護支援ボランティア制度は、平成19年に東京都稲城市で始まりました。高齢者が介護施設などの軽作業に取り組むことにより、自身の介護予防となり、介護保険料が引き下げられ、介護職員の負担軽減にもなるという、多面的な効果が得られる有償ボランティア制度ということだそうです。今では全国2割以上の市区町村に広がり、県内では秋田市や鹿角市などが実施を始めたところだと伺いました。

第2次美郷町総合計画の「地域福祉力の向上」の項には、ボランティア団体等の育成、支援とうたわれています。みさぽーとが行っているボランティア活動支援は、団体を対象として、団体がメインとなっているように感じられます。コーラスなど特別な技能を持つ人々のグループや地域や職場の人々で構成されているグループなど、団体の支援策は整っているように感じられますが、一方で、特別に高度な技能を持たず、集団に属していない個人に対するボランティア活動の支援はどのようなになっているのかと思うところです。

介護支援ボランティアは、そのようなごく一般の人々にも社会参加の機会を与えるすぐれた制度だと思っております。介護施設で行われている作業の中には、専門の介護職員でなくてもできるものがたくさんあります。入所者の話し相手になることやレクリエーションの運営、お茶出しや食事の配膳、外出や移動の補助、施設内の清掃や衣類の洗濯など、それらの作業をボランティアの人たちにかかわってもらうことで、介護職員の負担も幾分軽減されるものと思います。

ボランティア活動の評価方法には、活動によって得たポイントを現金に交換するところなどが多いと聞きましたが、当町の場合は、町内の加盟店だけで使えるような商品券などを支給するのがよいのではないかと思います。町内消費の活性化にもつながると思います。

以上、介護支援ボランティア制度の導入についてどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護予防支援ボランティア制度の導入についてですが、県内では秋田市、鹿角市、由利本荘市、小坂町、五城目町の3市2町で取り組みが行われており、ボランティア活動で得たポイントは現金での換金や商品券として交付し、地域活性化につなげているところもあるようです。また、その財源としては、要介護状態等になることを予防するための事業である地域

支援事業交付金が充てられております。

この交付金は市町村の人口等により上限が定められ、各自治体においては地域の実情に合わせた事業を行っているところです。町では、現在、この交付金を活用し、短期に集中してトレーニングを行うことで自立した生活を目指す短期集中通所型サービスや、重度の要支援になることを予防するための地域介護予防教室、健康積み立て講座、転倒予防教室の開催、認知症を地域で見守る認知症サポーターの養成、在宅介護サポートの介護用品支給や配食サービスの実施、介護と医療が連携した多職種研修会などを行っているところです。

町でも介護予防支援ボランティア制度を導入することは可能ですが、交付金に上限があり、現在全て活用している状況において、新たに実施するとした場合、今まで実施してきた事業の廃止や見直しが必要となります。

また、この制度の課題や問題点として、本来無償であるべきボランティア活動を有償で行うことに対する理解、制度が65歳未満の方が対象となっていること、ボランティア活動が民間事業と競合する可能性があること、ポイント制の財源にボランティアに参加しない人が納めている介護保険料も含まれていること、介護施設でのボランティア活動における質の確保が懸念されることなどが挙げられております。

介護支援ボランティア制度を導入する場合には、こういった課題や問題点の解決とともに、従前からの事業の効果とボランティア制度事業の効果と比較検討し、地域にとってどちらが効果的かという検討が必要ですので、現時点では実施を考えておりません。ご理解をお願いいたします。

なお、町には美郷町シルバー人材センターがあり、各般にわたる作業を展開しております。こうした活動を通じ、高齢者の方々が社会参加や地域貢献が図れるとともに、自らの健康の維持増進や生きがい創出も可能なものと存じますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 48 分)

